

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第44号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

土地改良法の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行により土地改良法の一部が改正されたこと等に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を次のように改
正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3
項」に、「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)